

## 建設工事の入札時における積算内訳書の提出について

入札における談合等の不正行為の排除、ダンピング受注の防止、入札参加者の積算努力の促進を図る観点から、建設工事の入札時における積算内訳書の提出を求めることとしましたので、提出にあたってご留意願います。

### 1. 対象となる入札

入札執行する全ての建設工事を対象とします。

### 2. 提出方法

内訳書は、入札時に入札書と一緒に提出して下さい。

### 3. 記載内容

- ①商号又は名称並びに代表者氏名、住所
- ②代表者印の押印
- ③工事番号、工事名
- ④切り抜き設計書の本工事費内訳表の記載項目に対応する金額

### 4. 様式

内訳書の様式は、「積算内訳書」（西郷村入札用様式）を作成・提出して下さい。

### 5. 注意事項

内訳書の提出がない場合又は次のいずれかの場合は、入札を無効とします。

- ① 内訳書に記載すべき内容に漏れ又は不備がある場合
- ② 工事価格内訳の合計（工事価格）と入札書記載金額が異なる場合
- ③ 工事価格内訳項目に、空欄（ゼロ計上）の項目がある場合
- ④その他内訳書に不備がある場合

### 6. その他

平成27年4月1日以降に入札通知又は入札公告する入札より提出を求めます。

平成 年 月 日

西郷村代表者 西郷村長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

## 積算内訳書

工事名	
-----	--

工種等	金額(円)	
		A
		a
		b
		c
		d
直接工事費		$A(a+b+c+d)$
共通仮設費計		B
現場管理費		C
一般管理費等		D
工事価格		$A+B+C+D$

※ 工事価格については千円単位とし、入札書の金額と同額であること。

# (記入例)

平成 〇〇 年 〇 月 〇〇 日

西郷村代表者 西郷村長 西郷 太郎 様

住 所 西郷村大字熊倉字折口原40  
商号又は名称 株式会社 西郷建設  
代表者氏名 代表取締役社長 西郷花子 印

## 積算内訳書

工 事 名	工事第〇〇号 〇〇事業(〇〇) 道路改良工事
-------	------------------------

工 種 等	金 額 (円)	
道路改良	5,850,000	A
土工	2,500,000	a
法面工	350,000	b
擁壁工	2,000,000	c
雑工	1,000,000	d
直接工事費	5,850,000	A(a+b+c+d)
共:※ 工事価格については千円単位とし、入札書の金額と同額であること。	700,000	B
現場管理費	500,000	C
一般管理費等	500,000	D
工事価格	7,550,000	A+B+C+D

※ 工事価格については千円単位とし、入札書の金額と同額であること。

## 入札が無効（失格）となる内訳書の不備についての基準

### 1 入札（参加者）が失格となる内訳書の重大かつ明白な不備について

#### ・内訳書の未提出等

- (1) 内訳の全部又は一部が提出されていない場合
- (2) 内訳書とは無関係な書類が提出された場合
- (3) 入札書記載金額と内訳書の合計額が異なる場合
- (4) 他の工事等の内訳書である場合
- (5) 内訳書が白紙である場合
- (6) 内訳書記載内容が当該経費と異なる場合や、必要とされる項目が記載されていない等、明らかに入札書の内訳書として特定できない場合
- (7) 内訳書に記載された数字が修正された記載（見え消し）となっている場合

### 2 契約までに再提出することにより、失格とならない内訳書の不備について

#### ・内訳書内容の不備

- (1) 内訳に必要な工種に未記載又は誤りがある場合で、一部文字の誤字・脱字はあるが、明らかにその工種であると認められるものは有効とする。
- (2) 入札書記載金額と内訳書の合計額が僅かに相違する場合で、内訳書に記載した合計額から入札書記載の数字が算出されたものと認められるもので、重大な過失があると認められないもの
- (3) 値引きなどマイナス表示が記載されている場合。ただし、スクラップ控除等マイナス計上すべきもの、又は入札書記載金額と一致させるために千円未満の端数を処理したものは有効とする。
- (4) 工事名等の名称に誤りがある場合。ただし、一部文字の誤字・脱字はあるが、明らかに入札対象工事等と認められるものは有効とする。
- (5) 入札者の名前又は商号に誤りがある場合。ただし、一部文字の誤字・脱字はあるが、明らかにその者のものと認められるものは有効とする。

#### ・提出書類等の不備

- (1) 公告又は指名通知記載の様式又は指定形式以外で提出した場合

### 3 内訳書の再提出について

入札書を提出した者は、必要に応じ内訳書を再提出することができる。内訳書を再提出する場合は、紙による持参を原則とする。また、落札者以外の者については、内訳書不備に対する指摘や再提出の指示は行わないものとする。

#### 4 内訳書の調査について

契約担当者が必要と認める場合は、当該調査を入札参加者の全部又は一部に対し行うことができる。

#### 5 内訳書の取扱いについて

談合情報等が寄せられた場合には、公正取引委員会及び警察に内訳書を提出する場合がある。なお、内訳書については、原則、返却しないものとする。

#### 附則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。